

高齢第519号
令和2年(2020年)12月17日

各高齢者関係施設・事業者等
施設長・管理者様

熊本県健康福祉部
長寿社会局高齢者支援課長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の
徹底について(通知)

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に感染の拡大が継続している中、本県においても12月8日から14日までの1週間で187名の新規感染者が確認され、病床使用率も30%を上回る事態となりました。これに伴い、県内の感染状況を示す「熊本県リスクレベル」を、最高基準である「レベル5 厳戒警報」に引き上げており、県としても、より一層強く警戒し、対応に当たっているところです。

各施設におかれましては、これまでも基本的な感染防止対策の徹底や面会制限等の対策に取り組んでいただいているところですが、県内でも、施設におけるクラスターの発生や、接待を伴う飲食店における施設職員の感染など、様々な感染事例が確認されているところです。

感染者の中には、発熱等の症状がありながら出勤を継続した方や、検査結果が陰性となり出勤を再開した後に症状が軽快しないことから再検査を行い陽性となった方、当初は検査不要と診断されたが後の検査で陽性となった方もおられます。

つきましては、県内で感染が拡大している状況及び受診から検査、陽性確認まで一定の期間を要した事例があることを踏まえ、改めて基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、特に別紙の内容について御留意いただきますようお願いいたします。

熊本県長寿社会局高齢者支援課
施設介護班
TEL:096-333-2217
居宅介護班
TEL:096-333-2219

【県内における感染事例】

- 施設職員が、陽性者が確認された感染防止対策が不十分な接待を伴う飲食店を利用。数日後、咳の症状が発生したにも関わらず出勤し、その後、症状が改善しないため検査を受けた結果、陽性が判明。
- 通所施設利用者が、親族の濃厚接触者として検査を受けた結果、陽性を確認。その後、施設職員の陽性も確認され、利用者及び職員 112 人の検査を実施したところ、さらに 14 人陽性が確認された。
- 事業所内において、発熱等の症状があり検査の結果陰性だったため、継続して勤務していたところ、再検査で陽性と判明し、同僚の職員及び家族の陽性も確認された。

1 職員について

- (1) 施設内はもちろんのこと、勤務外においても、マスクの着用や手洗い、3つの密を避けるといった基本的な感染防止対策を徹底するとともに、感染防止対策が講じられていない接待を伴う飲食店など、感染リスクの高い施設等は利用しない。
- (2) 職員は、発熱等の症状がある場合は、すぐにかかりつけ医等に電話相談のうえ受診するとともに、体調不良の場合は、出勤を控える。

2 入所者及び利用者について

- (1) 施設内はもちろんのこと、施設外においても、マスクの着用や手洗い、3つの密を避けるといった基本的な感染防止対策を徹底すること。
- (2) 発熱等の症状がある場合は、すぐにかかりつけ医等に電話相談のうえ、受診するとともに、体調不良の場合は、介護サービス等の利用を控える。

3 施設管理者について

- (1) 職員、関係業者、入所者、利用者等に対し、感染リスクを下げるためのマスクの着用や手洗い、3つの密を避けるといった基本的な感染防止対策の徹底を改めて周知する。
- (2) 職員、関係業者、入所者、利用者等感染の疑いについて、より早期に把握できるように、毎日の検温や食事等の際における体調の確認を行うなど、日頃から健康状況に留意する。
- (3) 職員、関係業者が体調不良の場合には、出勤を控え受診するよう指示するとともに、施設運営に影響がないような勤務体制を整備する。
- (4) 職員、関係業者、入所者、利用者等において発熱等の症状がある場合は、迅速かつ確実にPCR検査や抗原簡易キットによる検査等が行われるよう、配置医師、協力医療機関等と必要な調整を行う。

※特に重症化しやすい高齢者に関しては、新規利用希望者等に対するPCR検査費用は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の対象経費として、認められています。